

社援基発0124第1号  
平成29年1月24日  
(最終改正：令和6年3月7日)

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長  
( 公 印 省 略 )

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について

「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日付け雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）については、本日付け公布されたところであるが、当該通知の別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に規定する別に定める単価等を下記のとおり定め、平成29年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市区町村及び社会福祉法人等関係各方面に周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

#### 記

1. 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）の3の（5）の③の規定に基づき、別に通知する建設工事費デフレーターによる上昇率については、別表に掲げるとおりとするともに、別に定める1㎡当たりの建設等単価につ

いては、290,000円とする。

2. 事務処理基準の3の(5)の④の規定に基づき、一般的な自己資金比率として、別に定める割合については、24%とする。
3. 事務処理基準の3の(5)の⑤の規定に基づき、大規模修繕に必要な費用として、別に定める割合については、23%とする。

(別表)

年度	建設工事費デフレーター（建設総合指数）	2022年と比較した伸び率
1960以前	18.8	6.394
1961	20.8	5.779
1962	21.2	5.670
1963	21.8	5.514
1964	22.8	5.272
1965	23.5	5.115
1966	25.2	4.770
1967	26.7	4.502
1968	27.7	4.339
1969	29.4	4.088
1970	31.3	3.840
1971	31.7	3.792
1972	34.6	3.474
1973	43.7	2.751
1974	51.8	2.320
1975	52.4	2.294
1976	56.8	2.116
1977	59.2	2.030
1978	62.4	1.926
1979	69.2	1.737
1980	75.4	1.594
1981	75.7	1.588
1982	75.9	1.584
1983	75.9	1.584
1984	77.6	1.549
1985	77.2	1.557
1986	76.7	1.567
1987	78.1	1.539
1988	79.6	1.510
1989	83.8	1.434

1990	86.7	1.386
1991	88.9	1.352
1992	90.1	1.334
1993	90.6	1.327
1994	90.9	1.322
1995	91.0	1.321
1996	91.2	1.318
1997	91.9	1.308
1998	90.2	1.333
1999	89.3	1.346
2000	89.5	1.343
2001	88.0	1.366
2002	87.1	1.380
2003	87.6	1.372
2004	88.6	1.357
2005	89.7	1.340
2006	91.5	1.314
2007	93.8	1.281
2008	96.8	1.242
2009	93.4	1.287
2010	93.5	1.286
2011	94.7	1.269
2012	94.1	1.277
2013	96.5	1.246
2014	99.8	1.204
2015	100.0	1.202
2016	100.3	1.198
2017	102.3	1.175
2018	105.6	1.138
2019	108.0	1.113
2020	108.0	1.113
2021	113.2	1.062
2022 以降	120.2	1.000

(例) 2000 年度に建設した建物の建設単価等上昇率は、1.343 となる。